

「公益社団法人 日本薬学会」における部会活動の基本原則

新制度による公益社団法人は、一般社団法人のうち、公益事業を主たる目的として公益性を認定された社団法人である。「公益社団法人」という名称を独占的に使用することができ、公益社団法人に対する寄附を行う個人及び法人への税制上の優遇措置が受けられる。認定されるためには、「経理的基礎を有すること(財務状況の健全さ、財産管理・運用に役員が適切に関与、公認会計士または税理士により適切な情報開示がされている)」「技術的能力を有すること」「特別の利益を与える行為を行わないこと(社会通念からみて合理性を欠く利益を法人関係者、営利事業を営む者などに与えてはいけない)」「収支相償であると見込まれること」「公益目的事業比率が50%以上であること」「遊休財産がないこと」などの要件を満たさなければならない。

日本薬学会は定款を変更し、平成23年2月に公益社団法人として法人登記した。従って、それを念頭に学会活動に取り組む。

部会の役割

部会は各専門領域の更なる進展と活性を期し、会員のゆるやかな集まりとして発足。当面は、医薬化学部会を除き、薬学会として部会員名簿の管理は行わないが、当該専門領域の会員に周知し、意見が反映されるようにする。各部会の活動に参加する会員を増やす努力を続け、同窓会的な集まりにならないようにする。部会長を中心に世話人会を定期的に開催し、部会長は部会活動を統括する。

学術活動

部会主催の学術集会は内容も多彩で、日本薬学会の学術活動の主体となっている。薬学会の会員以外にも参加するので、薬学会の宣伝・会員獲得の窓口としての役割を果たす。小さな集会でも日本薬学会の主催である以上他の事業と統括して判断(監査)されるので、「公益社団法人」としての自覚と責任を常に持つ。

顕彰活動

- 基本姿勢：公平性と透明性の確保。薬学会の顕彰活動との整合性。事業計画にも明記。
- 日本薬学会会員を対象とし、顕彰の主体はシンポジウム等の実行委員会ではなく部会とし、部会長名で表彰する。
- 顕彰事業があることをホームページなどで広く周知し、応募が増えるように努力する。部会の場合には、周知対象が明瞭ではない場合が多いので、広く門戸を開放するように努める。
- 公募の段階で顕彰の目的や評価の基準・観点(分野、年齢・研究歴、業績、将来性など)を明確にしておく。
- 審査結果および審査委員名(後日、たとえば5年後)を公表する。審査委員名の公表は、審査に影響を与えないように配慮する。
- 副賞や楯などを贈呈する場合は、日本薬学会の各賞に比べて華美にならないように配慮する。
- 薬学会、支部等、他所での受賞者が全く同一の課題・研究内容で重複して授賞しないようにする。

他の学術団体等による事業への協賛

資金提供を伴う協賛を原則として行わない。必要な場合には、日本薬学会として実施する。どうしても資金提供を行いたい場合には、事前に理事会の承認を得る。

出版などの収益事業について

出版や有料講習会などは「収益事業」とみなされ、公益目的事業比率や収支相償などに影響する。従来から継続している定期刊行物も含め、日本薬学会の名前で実施する事業は、事前に出版社と薬学会(会頭名)で契約を結ぶことになる。従って、年間の事業計画とは別に、事前に理事会の承認を得る。

会計について

上記の理由により、従前のやり方を踏襲すれば良いものではなく、「以前の実行委員長に聞いて、その通りにやった・・・」などの言い訳は通用しない。

学術集会運営金は、学術集会開催のための補助であり、各部会が貯め込む権利を有したお金ではない。

- ▶ 事前に収支予測をしっかりと行い、前回の決算と対比して根拠のある予算を立てる。学術集会基金の残額が多い場合には、部会長と相談し、それを考慮した予算を立てる。会費(参加費)と懇親会費は分けて金額を設定する。
- ▶ 高額な支出を行う場合には、相見積もりを行うなど、公正性を担保する。また、事業委託を行う場合などは、終了後に業者から報告書を提出させる。
- ▶ 利益分配と疑われるような行為はしない。事業終了後の物品の購入、遡っての謝金の支払いや役務の提供に対する日当の支払などは絶対に行わない。黒字になったら支払う(赤字の場合には支払わない)などの支出は、「その事業にとって必須の出費ではない」ことになる。
- ▶ 懇親会は、参加者名を記録し、報告する。赤字の予算は立てず、決算も支出に大きく傾かないようにする。
- ▶ 謝金や交通費については、事前に金額等の根拠となるルールを実行委員会で決めておく。また、支払は速やかに実行し、事後配分とならないようにする。
- ▶ 講師謝金などは実行委員長の決裁となるが、実行委員が謝金を受け取る場合には、「お手盛り」とならないようにするため、薬学会理事会など第三者によるルールの事前審査を受ける、など慎重に行う。
- ▶ 企業や団体から寄付金収入を得る場合は、物品の納品や役務の提供のように対価性のある取引ではないため、寄付申込書等の寄付者の意思を直接確認できるものが必要である。
- ▶ 各学術集会の会計報告は、部会長の承認を経た上で理事会の承認を必要とする。